

「著作物頒布広告掲載契約」に基づく著作物頒布広告掲載料未払請求事件：
東京地裁平成 24 (ワ) 9468・平成 25 年 6 月 5 日 (民 29 部) 判決<請求棄却>

【キーワード】

案内看板の図柄の著作物性，広告掲載料，応用美術，文字の書体，不法行為責任

【事案の概要】

本件は，別紙目録記載の図柄（以下，それぞれ「図柄 1」などという。）について、著作権を有すると主張する原告（株式会社黄菱）が，被告（株式会社シャトー勝沼）は上記図柄を案内用看板に表示して使用し，上記図柄に係る原告の著作権を侵害していると主張し，被告に対し，著作権侵害の不法行為責任に基づく損害賠償として，200 万円及びこれに対する平成 24 年 3 月 23 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実（争いのない事実以外は，証拠等を末尾に記載する。）

(1) 当事者等

ア 原告（株式会社黄菱）は，広告宣伝等を業とする株式会社であり，X（以下「原告代表者」という。）は原告の代表取締役である（甲 80，原告代表者）。

イ 被告（株式会社シャトー勝沼）は，ワイン等の製造，販売等を業とする株式会社である（被告代表者，弁論の全趣旨）。

(2)ア 被告は，平成 10 年頃から，原告との間で，被告の経営するワイナリー等の案内看板の設置等を内容とする契約（以下「本件各契約」という。）を順次締結し，山梨県内において，原告に，図柄 2（以下「本件図柄」という。）を使用した案内看板を設置させ，その管理等を委託するようになった（甲 9 ないし 16，19 の 1 ないし 3）。

イ 被告は，その後，下記場所において，原告とは別の業者に依頼して，図柄 3 ないし 12 を表示した案内看板を設置した（甲 7，52 ないし 61，原告・被告各代表者）（以下，原告準備書面等における表記に従い，下記(ア)ないし(コ)を併せて，「Eコース」という。）。

(ア) 山梨県笛吹市一ノ宮町 169 番地 図柄 3

(イ) 同県甲州市勝沼町勝沼 2504 番地 図柄 4

(ウ) 同市勝沼町菱山 1399 番地 図柄 5

(エ) 同市勝沼町勝沼 2078 番地 図柄 6

(オ) 同市勝沼町勝沼 2078 番地 図柄 7

(カ) 同市勝沼町勝沼 2078 番地 図柄 8

(キ) 同市勝沼町勝沼 2078 番地 図柄 9

(ク) 同市勝沼町勝沼字東 1956 番地 図柄 10

(ケ) 同市勝沼町勝沼菱山4729番地 図柄11

(コ) 同市勝沼町勝沼菱山4729番地 図柄12

図柄3ないし12は、本件図柄の字体や文字の配置を一部変更し、これに、距離や方角等を示す文字（「3km」、「次の信号右折」、「手前に右折」、「左折500m」等）や矢印、進行方向を示す簡略な道路図等を付加したものである。

ウ 原告は、平成24年3月14日、被告に対し、上記アの契約に基づく広告掲載料等の未払金合計400万円を書面到達時から7日以内に支払うよう通知する書面（甲1）を发出し、同書面は同月15日に被告に到達した（甲2）。

さらに、原告は、同月21日、被告に対し、上記400万円が支払われなかったことなどを理由として、原告と被告との間の全契約を同日付けで解除する旨の書面（甲3）を发出し、同書面は同月22日に被告に到達した（甲4）。

2 争点

- (1) 「Eコース」における著作権侵害の成否
- (2) 損害額

【判断】

1 争点(1)（Eコースにおける著作権侵害の成否）

(1) 本件図柄の著作物性

ア 著作権法は、著作権の対象である著作物の意義について、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」（著作権法2条1項1号）と規定しているのであって、当該作品に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象となる一方、思想又は感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの、又は表現が平凡かつありふれたものであるなどの理由により、表現上の創作性がないものについては著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならない。そして、当該作品等が、「創作的」に表現されたものであるというためには、厳密な意味で作成者の独創性が表現として表れていることまでを要するものではないが、作成者の何らかの個性が表現として表れていることを要するものであって、表現が平凡かつありふれたものである場合には、作成者の個性が表現されたものとはいえず、「創作的」な表現ということはできないというべきである。

イ そこで、本件図柄について、上記意味における創作性の有無について検討するに、本件図柄は、やや紫がかかった青色の横長の長方形の中に、縦横の長さがそれぞれその3分の2程度を占める大きさの白色のガラスを配置し、上記ガラスのボウル内に、背景色と同色で、「シャトー勝沼」の文字を上下二段に分けて横書きし、さらに、ガラス上方に、「シャトー勝沼」よりもやや

小さい黄色の丸ゴシック文字で、アーチ状に「ワイナリー／工場見学」の文字を横書きしたものである。

ウ 本件図柄は、上記のとおり、背景色の中に、白色のグラスを大きく配置したものであるが、本件図柄が、被告の運営するワイナリー等への案内看板の図柄として制作されたものであること（前記前提事実(2)）を考慮すれば、その図柄にグラスの形状を採用することはありふれたものというべきである。また、上記グラスの形状は、通常のワイングラスよりもプレート部分がやや大きく、軸が短いものであるということが出来るが（乙11）、上記形状は、グラスとして通常見られるものの域を出るものではないというべきであって、このような点に、作成者の個性の表出は認められない。

また、本件図柄は、上記のとおり、グラスのボウル内に「シャトー勝沼」の文字を上下二段に分けて横書きで配置し、グラスの上方に、アーチ状に「ワイナリー／工場見学」の文字を配置したものであり、これらの文字は、見やすく分かりやすいよう配置され、表示されているものということができる。しかし、本件図柄の案内看板としての性質上、本件図柄の中に、被告の社名である「シャトー勝沼」の文字や、「ワイナリー／工場見学」の文字を含むことは当然のことであり、これらを見やすく、分かりやすい位置に配置することも、その性質から当然に要求されるものというべきである。また、文字をグラスのボウル内に配置することや、アーチ状に配置することもありふれたものであり、作成者の個性の表出を感じられるものではない。そうすると、上記文字の配置・表示は、案内看板における文字の配置・表示としてありふれたものというべきであり、創作性は認められない。

なお、上記文字のうち、「シャトー勝沼」部分は、文字の太さや端部の形状に変化を持たせた、毛筆体に近い書体で描かれているものであるということが出来る。しかし、文字は情報伝達という実用的機能を有することをその本質というべきものであるから、文字の書体に著作物としての保護を与えるべき創作性を認めることは一般的には困難であり、当該書体のデザイン的要素が、見る者に特別な美的感興を呼び起こすに足りる程度の美的創作性を備えているような例外的場合に限り、創作性を認め得るにとどまるものというべきところ、本件図柄における「シャトー勝沼」の文字が、上記程度の美的創作性を有するものとは認められない。また、上記文字のうち、「ワイナリー／工場見学」部分は、丸ゴシック体で描かれているものであり、上記程度の美的創作性を認めることのできないものであることは明らかである。

さらに、本件図柄の配色（やや紫がかった青色、白、黄色）については、他の看板にも見られるものであり、ありふれたものというべきである上（乙11）、本件図柄が被告の案内看板に採用される以前の被告看板においても、同様の配色が採用されていたことが認められるのであって（甲20の1の1、20の2の1、20の3の1）、上記配色が、本件図柄の作成に当たり新たに創作されたものとも認められない。

エ 原告は、本件図柄は全体として美術性を有し、美術の著作物に該当すると主張する。しかし、本件図柄におけるグラスや文字の配置、色の選択、字体の選択等の各要素を全体として見ても、本件図柄が、全体として一つのまとまりのある絵画的な表現物として、見る者に特別な美的感興を呼び起こすに足りるだけの美的創作性があるものとは認められず、また、その構成において作者の個性が表れているものとも認められない。

したがって、本件図柄に美術の著作物としての創作性を認めることはできない。

原告は、米国において、本件図柄の著作権登録を受けている旨も主張するが（甲5の1ないし7）、本件において原告が問題とする本件図柄の利用行為がいずれも日本国内におけるものである以上、本件図柄の著作物性の有無は日本国法に基づき判断すべきものであり、米国における著作権登録の有無が上記判断に影響するものではない。

オ 以上のとおりであって、本件図柄に創作性は認められず、本件図柄が著作物に該当するものとは認められない。

カ 原告は、図柄3ないし12は本件図柄を変形したものであり、図柄1も含めて原告の著作物に当たる旨主張する。しかし、本件図柄に著作物性が認められないことは前記のとおりであるところ、図柄1は、本件図柄から色彩を除いたものであり、また、図柄3ないし12は、本件図柄の字体や文字の配置を一部変更し、これに、距離や方角等を示す文字（「3 km」、「次の信号右折」、「手前に右折」、「左折500 m」等）や矢印、簡略な地図等を付加したものであって、これらの点の付加又は変更により、これらの図柄に創作性が生じるものとは認められない。

キ したがって、図柄1ないし12のいずれについても、著作物性を認めることができない。

(2) よって、被告が「Eコース」において看板に図柄3ないし12を表示して使用することが、原告の著作権を侵害するものとは認められない。

2 以上によれば、その余の点について検討するまでもなく、原告の請求には理由がない。

結 論

よって、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 筆者は本HPの2013年9月1日号の裁判例紹介の「D-83」において、広告看板の図柄が争点の一つとなった事案を取り上げて紹介したが、その後になって同一当事者間でもう1件の紛争事件の判決があったのに気付いたので、今回それを紹介する次第である。

2. 本件にあっても、原告は代理人なしの本人単独で訴訟を遂行しているが、

ここでも、原告が被告のために山梨県内10箇所に設置しているワイナリーの広告看板に掲示された図柄の著作物性の有無の認定から始まった。

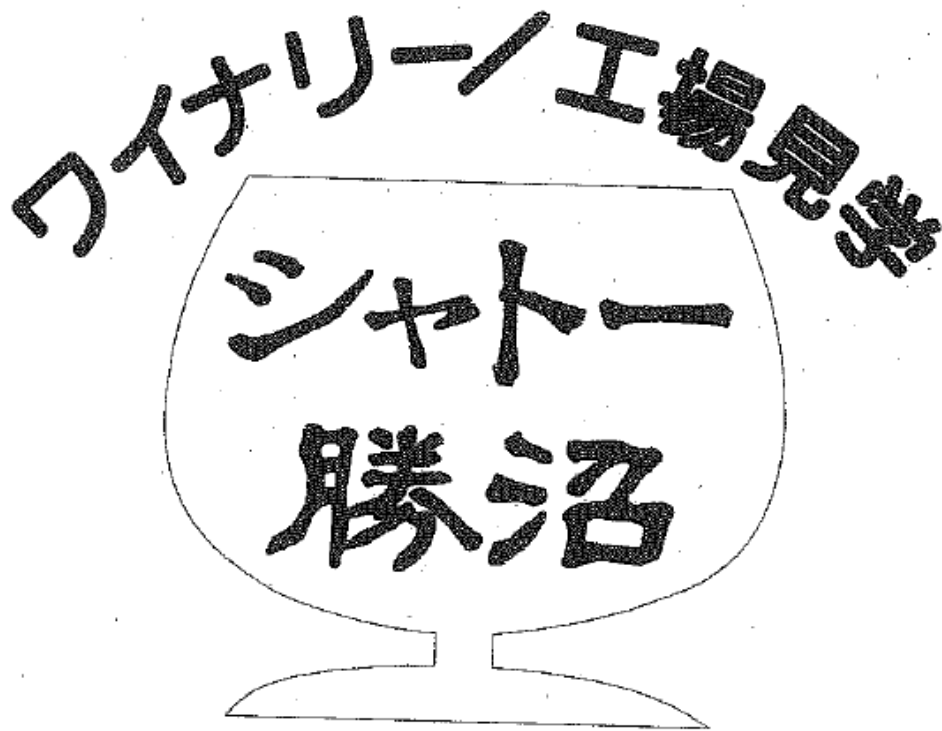
しかし、裁判所は、本件図柄が全体として一つのまとまりのある絵画的な表現物として、看者に美的感興を惹起するだけの美的創作性があるものとは認めず、その構成も作者の個性が表現されているものとは認められないとして、本件図柄には美術の著作物としての創作性は認められないと認定した。

3. 原告はまた、本件図柄（その一部か全部かについての主張はない）は、米国著作権庁において著作権登録を受けている旨を主張したことに対し、裁判所は、本件図柄の著作物性の有無は日本国法に基づいて判断すべきであると判示したが、米国著作権庁の登録にかかる図柄の態様は不明である。

4. 裁判所は、看板に表現されている図柄のほかに「シャトー勝沼」の文字の書体デザインについても論じているが、本件看板の書体には、看者に特別な感興を惹起するに足る美的創作性を有しているものとは認められないと認定し、また図柄の配色についても創作されたものとは認められないと認定した。

5. 知財高裁においては、被控訴人（被告）の不法行為責任を控訴人（原告）は問題にしたが、裁判所は、著作物の利用による利益とは異なる法的保護の利益を侵害するなどの特段の事情を認めるに足りる証拠がなければ、不法行為は構成しないと認定したのである。

〔牛木 理一〕



別紙目録 3



別紙目録 4



別紙目録 5



別紙目録 6



別紙目録 7



別紙目録 8



別紙目録 9



別紙目録 10



別紙目録 11



別紙目録 12

